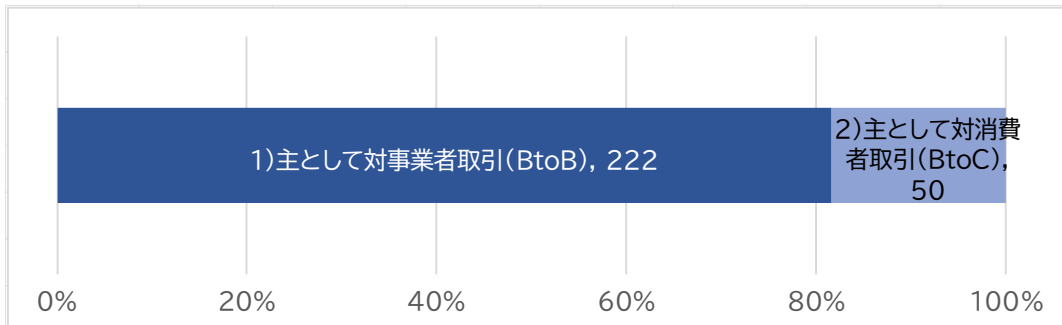


## 目的

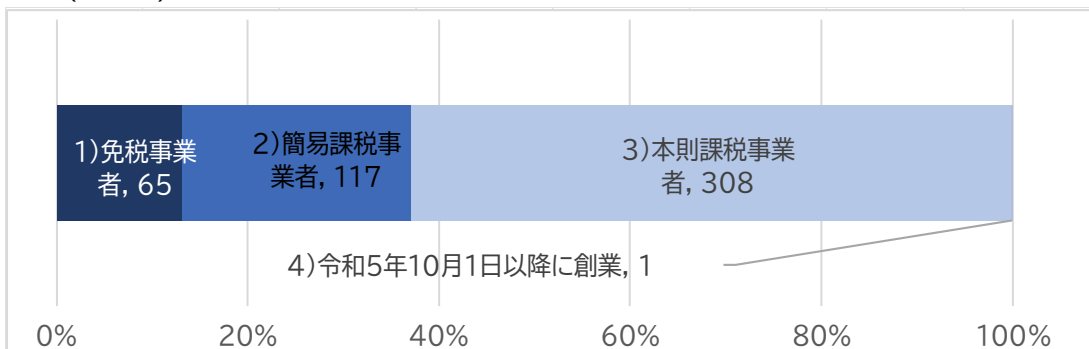
インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、令和5年10月1日から導入された消費税の新しい仕入税額控除の方式で、導入から2年以上が経過しました。免税事業者からの仕入税額控除は令和8年10月より8割から7割に引き下げ、その後、段階を経て、令和13年9月末で終了予定です。それを踏まえ、事業者の現状を調査しました。

## I. 単純集計

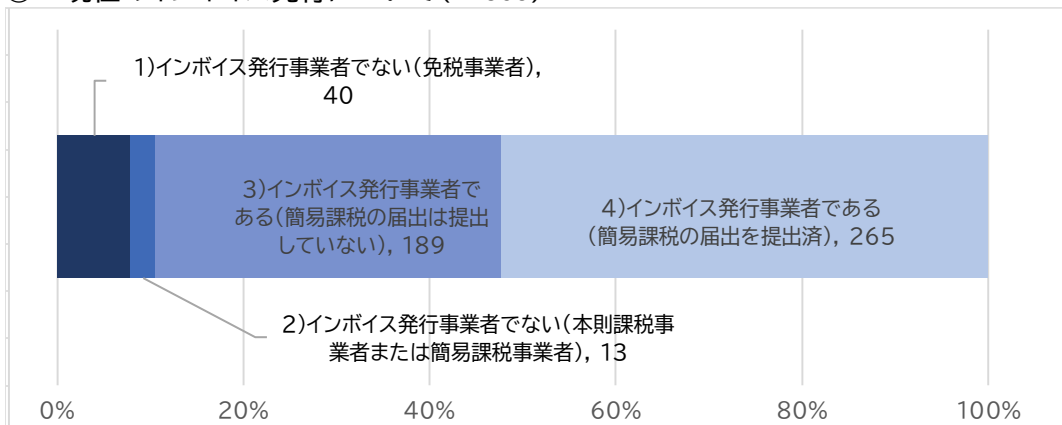
### ① どのような取引形態が多いかについて(n=563)



### ② インボイス制度導入前(令和5年9月30日以前)の消費税の課税申告について(n=563)

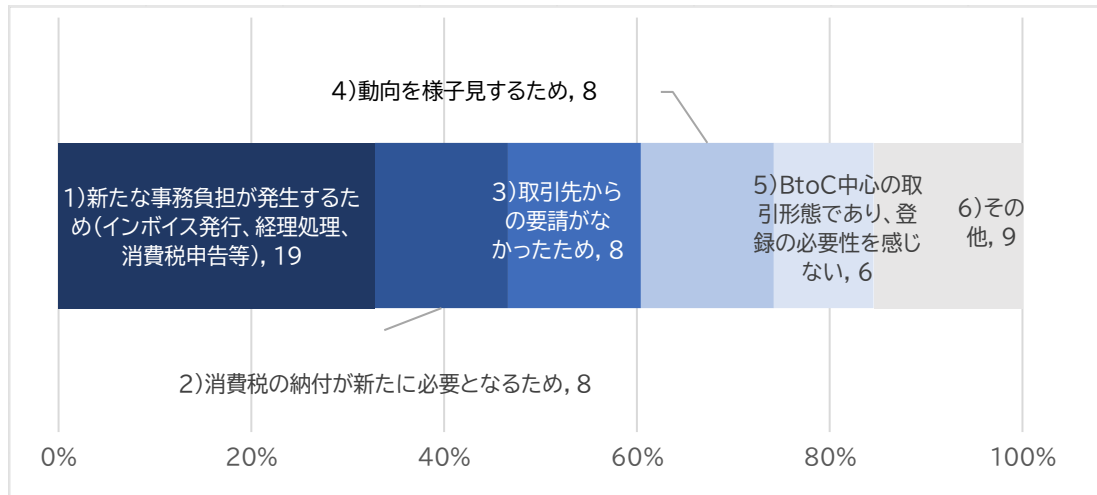


### ③ 現在のインボイス発行について(n=563)



## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

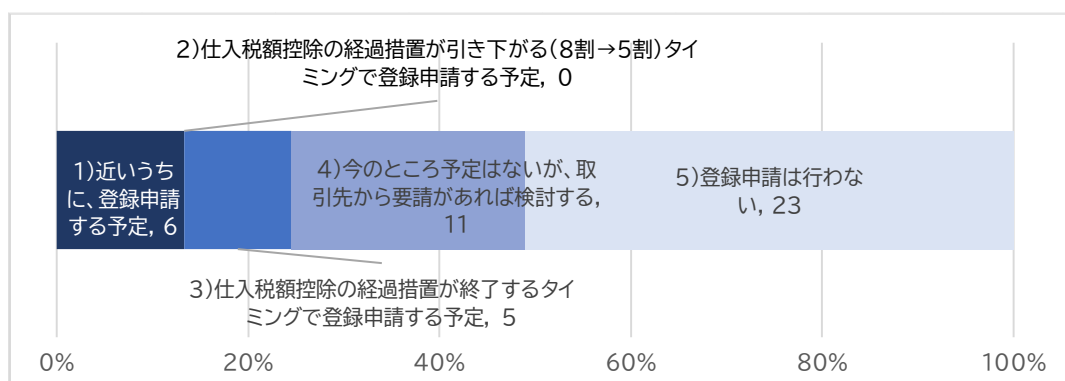
- ④ ③で選択肢1～2と回答した場合、インボイス発行事業者に登録しなかった理由について(n=53、複数回答可)



### 「その他」の回答の内容

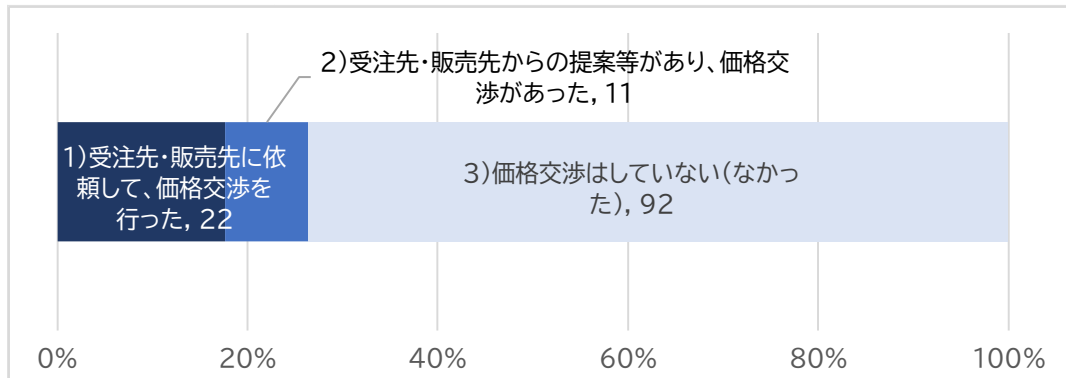
建設業	これ以上の負担は会社が存続できかねないため。
飲食業・サービス業	売上が年1,000万円以下。
飲食業・サービス業	消費税が発生しない。
飲食業・サービス業	売上が少ないため。
飲食業・サービス業	免税事業者になったため。
飲食業・サービス業	該当しないため。
飲食業・サービス業	インボイス発行事業者から免税事業者に転換した。
飲食業・サービス業	医療・保険業のため。
飲食業・サービス業	医薬費に消費税が発生しないため。

- ⑤ ③で選択肢1～2と回答した場合、今後のインボイス発行事業者登録申請の意向について(n=53)

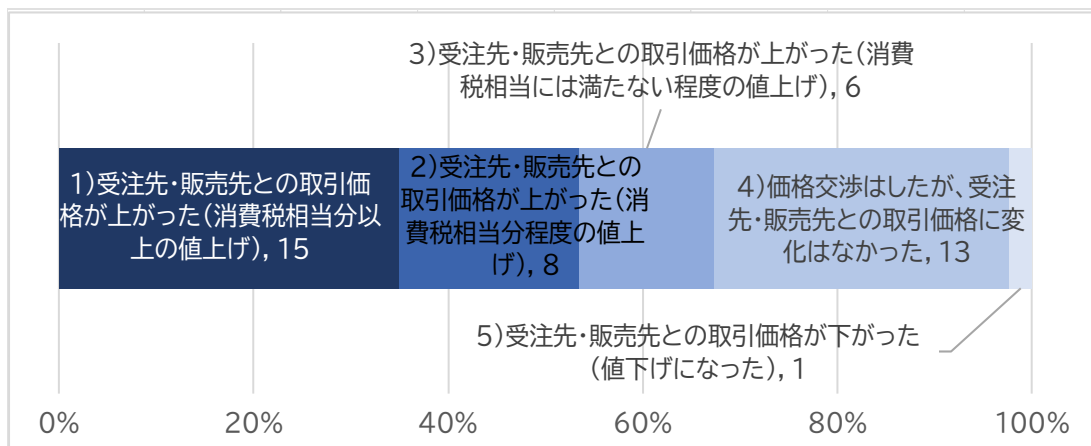


消費税インボイス制度に関するアンケート調査

- ⑥ ②で選択肢1～2と解答し、③で選択肢3～4と回答した場合、制度導入を契機とした受注先・販売先との価格交渉の有無について(n=125)



- ⑦ ⑥で選択肢1～2と回答した場合、制度導入を契機とした受注先・販売先との取引価格の変化について(n=33)

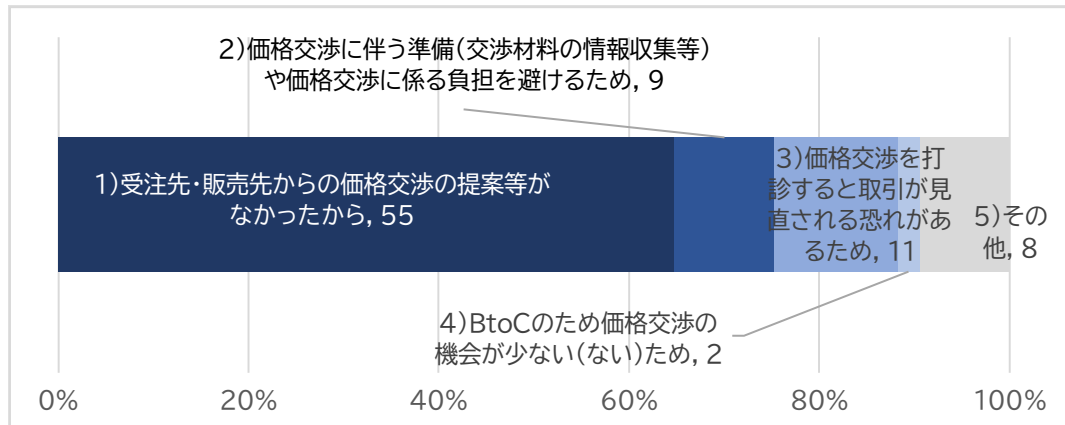


5)の場合の理由

製造業	受注先から価格交渉の場を提示されなかった。
飲食業・サービス業	公定価格で決定となるため。

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

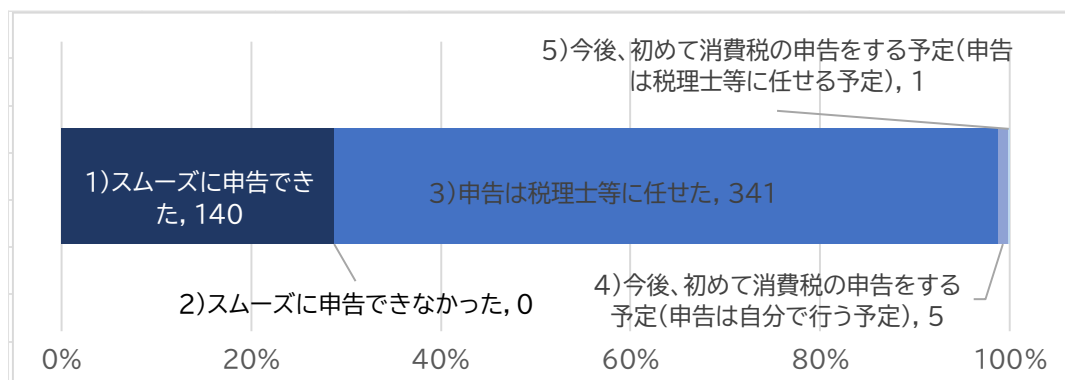
- ⑧ ⑥で選択肢3と回答した場合、価格交渉をしなかった理由について(n=92、複数回答可)



### 「その他」の回答の内容

製造業	2024年度に一部対象製品の実施、2025年度は見送り、2026年度は実施方向で検討中。
建設業	価格交渉する必要がなかったから。
小売業・卸売業	本件に係る価格交渉は法令違反であると解釈しているため。
飲食業・サービス業	外税なので、必要はない。
飲食業・サービス業	元々入れている。
飲食業・サービス業	該当なしのため。
飲食業・サービス業	今後一斉に交渉するため。
飲食業・サービス業	トヨタが町工場の現状を理解していない。

- ⑨ 消費税の申告について(n=563)

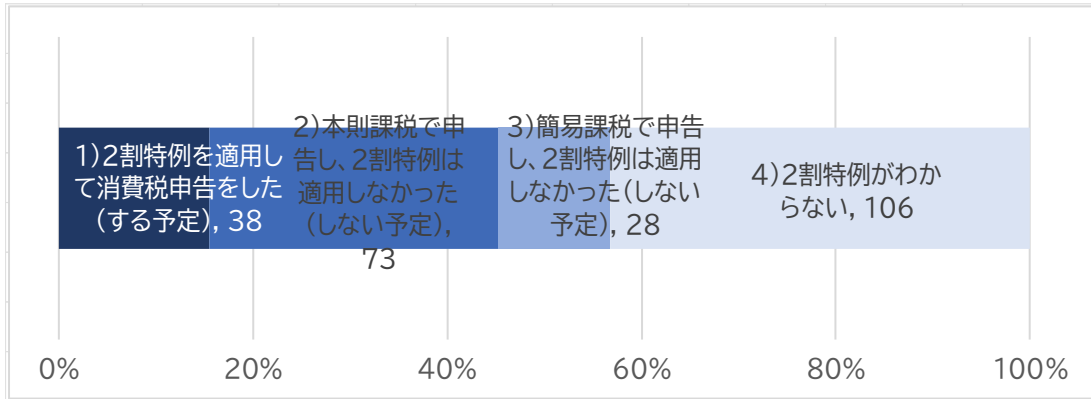


### 2)と解答した場合の理由

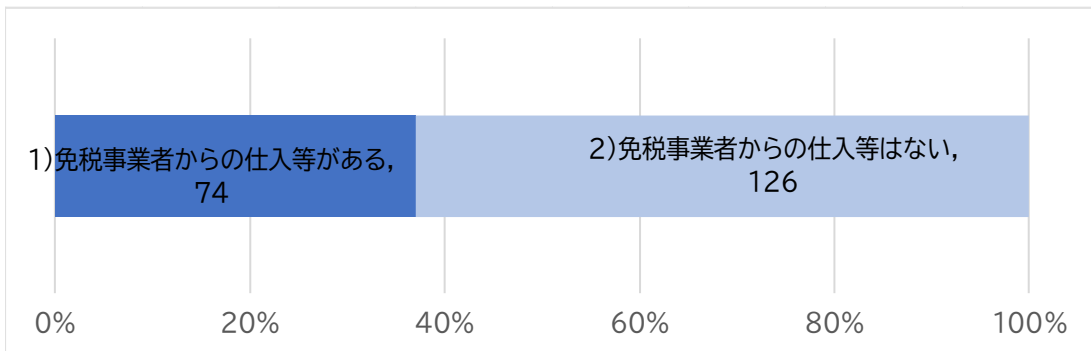
製造業	内容が細かくとも対応できない。
飲食業・サービス業	本社で申告しています。

消費税インボイス制度に関するアンケート調査

⑩ 納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置(以下、2割特例)の適用について (n=563)



⑪ ③で選択肢3と回答した場合、免税事業者からの仕入等の有無について (n=189)



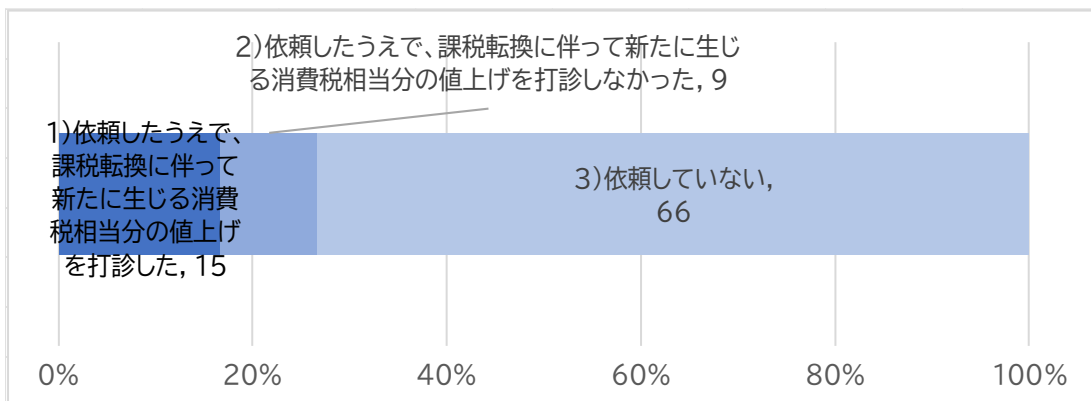
1)と解答した場合の内容

製造業	4社、10%
製造業	1社、10%
製造業	事業所数:2、仕入割合:3%以下ぐらい
製造業	6社、39%
製造業	数社、1%未満
製造業	2社
製造業	1社、0.1%
製造業	1%未満
製造業	1%未満
製造業	免税事業者の事業所数:1、割合:0.7%
製造業	220社、70%
製造業	10社、3%程度
製造業	1~3社、0.01%程度
製造業	少量
建設業	1社、10%
建設業	2事業所、15%
建設業	2社、10%
建設業	2社、10%
建設業	2%以下
建設業	15事業所ほど、30~40%くらいだと思います
建設業	9%
建設業	1%

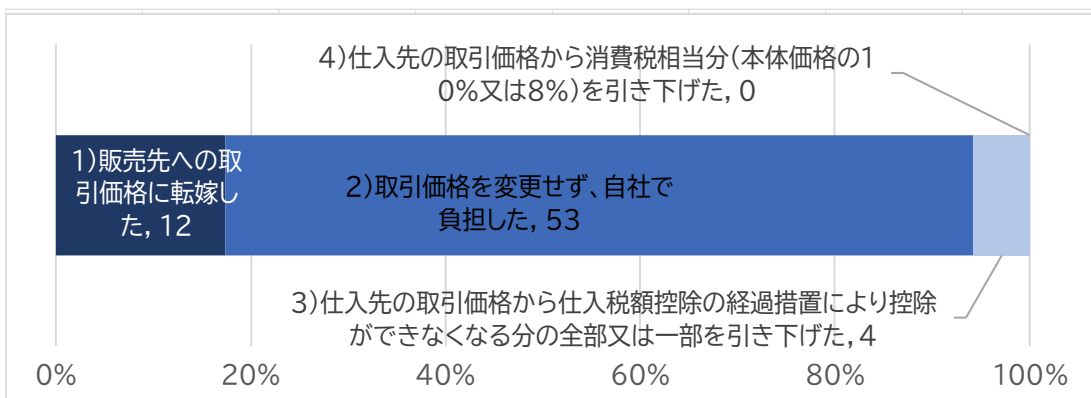
消費税インボイス制度に関するアンケート調査

建設業	10社
建設業	数件、数パーセント
建設業	数社、1%
建設業	20社、5%
小売業・卸売業	20か所ほど、10%ほど
小売業・卸売業	3社、1%
飲食業・サービス業	0.1%以下である
飲食業・サービス業	事業所数:4社、仕入れ等全体金額に対しての割合:0.1%
飲食業・サービス業	事業者数:2社、割合:0.1%
飲食業・サービス業	事業所数:1事業所以上であるが、ロータリークラブなど限定的である。割合:0.01%以下
飲食業・サービス業	0.1%
飲食業・サービス業	25社、0%
飲食業・サービス業	4社、5%
飲食業・サービス業	1社、0.1%程度
飲食業・サービス業	事業所数1、仕入れ割合0.3%

⑫ ⑪で選択肢1と回答した場合、仕入等を行う免税事業者に対する課税事業者への転換の依頼の有無について(n=74)

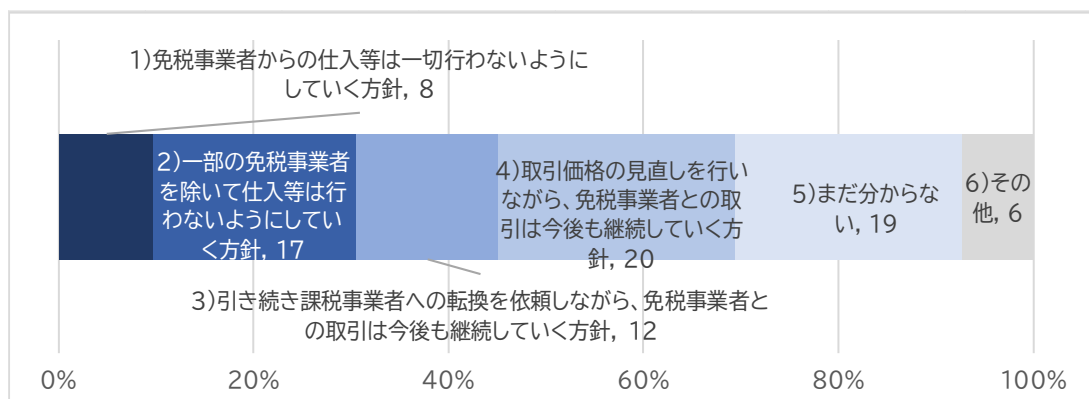


⑬ ⑪で選択肢1と回答した場合、免税事業者からの仕入等の現状の対応について(n=74、複数回答可)



## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

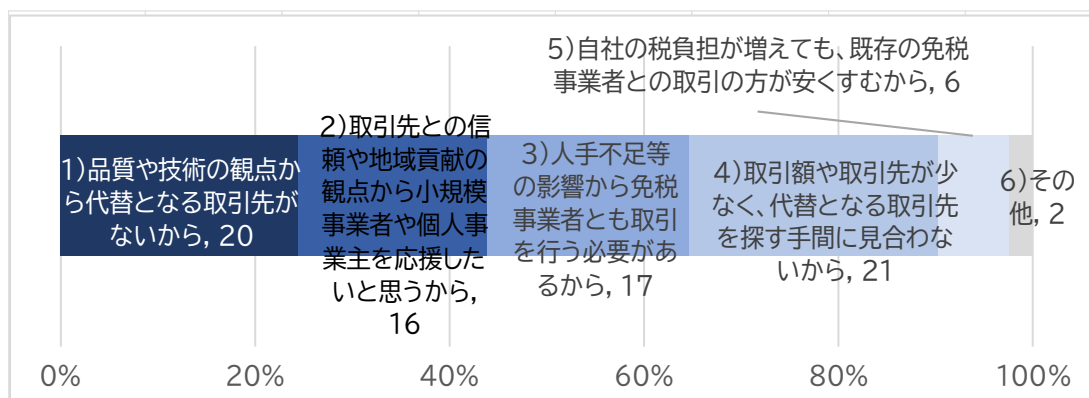
- ⑭ ⑪で選択肢1と回答した場合、免税事業者からの仕入等について、仕入税額控除の経過措置として控除ができる割合が段階的に縮小していく予定ですが、今後の方針について(n=74)



### 「その他」と回答した場合の内容

製造業	現状のまま取引する。
飲食業・サービス業	取引している免税事業者のほとんどが個人のため、価格の見直しは行わず、このまま継続予定。
飲食業・サービス業	特に対応変更は考えていない。
飲食業・サービス業	仕入先に免税事業者はいない。
飲食業・サービス業	個人事業主の技術が必要な為、今後も継続。
飲食業・サービス業	取引価格を変更せず、自社で負担しながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針。

- ⑮ ⑭で選択肢3~4と回答した場合、免税事業者からの仕入等を継続する理由について(n=32、複数回答可)

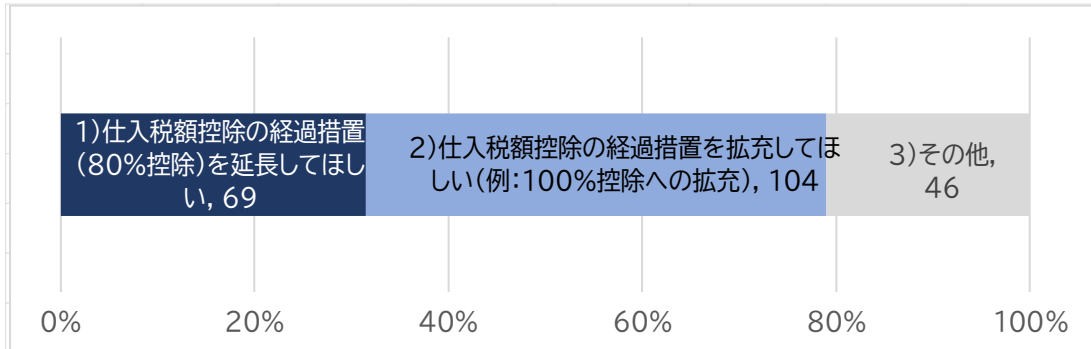


### 「その他」と回答した場合の内容

製造業	長年の取引関係を維持することが当社の利益にもなるから。
建設業	人手不足や職人の高齢化。
建設業	みんな生活していくのに精一杯の状態ですこれ以上の負担はお願い出来ない。
建設業	技術のある個人事業主の外注費のため。
飲食業・サービス業	コンサルティング技術。
飲食業・サービス業	経験値で判断。

消費税インボイス制度に関するアンケート調査

- ⑯ 免税事業者からの仕入税額控除は、令和8年9月末で8割から5割に引き下げ、令和11年9月末で終了予定です。免税事業者からの仕入税額控除に関する要望について(n=563)



「その他」と回答した場合の内容

製造業	インボイス制度を廃止してほしい。
製造業	免税事業者との取引は無い。
製造業	免税事業者との取引なし。
製造業	よく分からない為税理士にお任せです。
製造業	分からない。免税事業者からの仕入れがない。
製造業	終了で良い。
製造業	免税事業者の規制を無駄なく推進してほしい。
製造業	免税事業者を無くす。
建設業	仕入控除は終了してほしい。
建設業	インボイス制度廃止、一律税制を希望する。
建設業	取引が無い。
小売業・卸売業	わからない。インボイスを止めれば良いと思います。
小売業・卸売業	免税事業者からの仕入れ無し。
小売業・卸売業	免税事業者との取引は無い。
飲食業・サービス業	該当無し。
飲食業・サービス業	該当が無い。
飲食業・サービス業	フリーランスなどの免税事業者に消費税分払わないのを認めて欲しい。一方的な減額などの判例があるが、本来消費税なので減額ではないと思う。法律で免税事業者には払わないと明文化して欲しい。結局、間の中小企業が泣き寝入りして負担しているのが現実。
飲食業・サービス業	本社・グループ会社で行っており関知していない。
飲食業・サービス業	個客相手なので良くわからない。
飲食業・サービス業	税額控除を非適用。
飲食業・サービス業	軽減税率の廃止。
飲食業・サービス業	インボイスの廃止。
飲食業・サービス業	インボイスの廃止を！
飲食業・サービス業	分からない。

## II. 経営力向上に向けたアドバイス

### ① どのような取引形態が多いかについての分析

「主として対事業者取引(BtoB)」と「主として対消費者取引(BtoC)」の割合はおよそ8:2であった。

業種別に見てみると、飲食業・サービス業が2:1の割合でBtoBが多く、それ以外の業界はほぼBtoB事業者であった。主としてBtoC顧客が対象の事業者では、インボイス制度未対応が多くを占めている可能性が高い。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1)主として対事業者取引(BtoB)	65	45	25	87
2)主として対消費者取引(BtoC)	3	6	2	39

### ② インボイス制度導入前(令和5年9月30日以前)の消費税の課税申告についての分析

もっとも多かったのは、「3)本則課税事業者」で6割強を占めた。2番目に多かったのが「2)簡易課税事業者」で22%、その次に多かったのが「1)免税事業者」で12%であった。

業種別に見てみると、飲食業・サービス業では、本則課税事業者が半数を占めた。それ以外の業種では、3)本則課税事業者が大半を占め、2)簡易課税事業者が2~3割程度であった。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1)免税事業者	4	6	6	49
2)簡易課税事業者	26	22	11	58
3)本則課税事業者	98	64	37	109
4)令和5年10月1日以降に創業	0	1	0	0

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ③ 現在のインボイス発行についての分析

もっとも多かったのは、「4)インボイス発行事業者である(簡易課税の届出を提出済)」で5割強を占めた。2番目に多かったのが「3)インボイス発行事業者である(簡易課税の届出は提出していない)」で4割弱、その次に多かったのが「1)インボイス発行事業者でない(免税事業者)」で7%であった。インボイス発行事業者の中では簡易課税を選択する事業者のほうが、やや多めであることが分かる。

業種別に見てみると、製造業では、インボイス発行事業者であるが簡易課税の届出をしている事業者とそうでない事業者がほぼ同数であった。建設業と小売業・卸売業ではインボイス発行し簡易課税を選択している事業者が多かった。飲食業・サービス業では免税事業者も1/4程度を占め多めであった。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1)インボイス発行事業者でない(免税事業者)	1	2	4	33
2)インボイス発行事業者でない(本則課税事業者または簡易課税事業者)	2	2	3	6
3)インボイス発行事業者である(簡易課税の届出は提出していない)	61	37	22	69
4)インボイス発行事業者である(簡易課税の届出を提出済)	65	54	37	109

### ④ ③で選択肢1～2と回答した場合、インボイス発行事業者に登録しなかった理由についての分析

もっとも多かったのは、「1)新たな事務負担が発生するため(インボイス発行、経理処理、消費税申告等)」で約1/3を占めた。2番目に多かったのが、「2)消費税の納付が新たに必要となるため」、「3)取引先からの要請がなかったため」、「4)動向を様子見するため」が同じ割合であった。

業種別に見てみると、小売業・卸売業では「3)取引先の要請がなかったため」が多めであった。製造業では、インボイス発行登録をしなかった事業者自体が少ないようである。

	製造業 (n=3)	建設業 (n=4)	小売業・卸売業 (n=7)	飲食業・サービス業 (n=39)
1)新たな事務負担が発生するため(インボイス発行、経理処理、消費税申告等)	1	4	3	11
2)消費税の納付が新たに必要となるため	0	1	1	6
3)取引先からの要請がなかったため	0	0	2	6
4)動向を様子見するため	0	1	1	6
5)BtoC中心の取引形態であり、登録の必要性を感じない	0	0	2	4
6)その他	0	1	0	8

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑤ ③で選択肢1～2と回答した場合、今後のインボイス発行事業者登録申請の意向についての分析

もっとも多かったのは、「5)登録申請は行わない」で約半数であった。2番目に多かったのが「4)今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する」で22%、その次に多かったのが「1)近いうちに、登録申請する予定」で12%であった。現時点で登録していない事業者は、今後も登録しない意向のものが多いため分かる。

業種別に見てみると、飲食業・サービス業では「5)登録申請は行わない」が半数以上であった。その他の業種では回答自体が少なかった。

	製造業 (n=3)	建設業 (n=4)	小売業・卸売業 (n=7)	飲食業・サービス業 (n=39)
1)近いうちに、登録申請する予定	0	2	1	3
2)仕入税額控除の経過措置が引き下がる(8割→5割)タイミングで登録申請する予定	0	0	0	0
3)仕入税額控除の経過措置が終了するタイミングで登録申請する予定	2	1	0	2
4)今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する	0	1	2	8
5)登録申請は行わない	3	0	2	18

### ⑥ ②で選択肢1～2と解答し、③で選択肢3～4と回答した場合、制度導入を契機とした受注先・販売先との価格交渉の有無についての分析

もっとも多かったのは、「3)価格交渉はしていない(なかった)」で3/4と大半を占めた。2番目に多かったのが「1)受注先・販売先に依頼して、価格交渉を行った」で17%、もっとも少なかったのが「2)受注先・販売先からの提案等があり、価格交渉があった」で7%であった。業種を問わず価格交渉は行わなかった事業者が大半を占めるようである。

業種別の変化はあまりないが、建設業では、「2)受注先・販売先からの提案等があり、価格交渉があった」という回答が他業種よりやや多めの傾向があった。

	製造業 (n=126)	建設業 (n=91)	小売業・卸売業 (n=59)	飲食業・サービス業 (n=178)
1)受注先・販売先に依頼して、価格交渉を行った	7	3	2	10
2)受注先・販売先からの提案等があり、価格交渉があった	4	5	0	2
3)価格交渉はしていない(なかった)	17	16	13	46

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑦ ⑥で選択肢1～2と回答した場合、制度導入を契機とした受注先・販売先との取引価格の変化についての分析

もっとも多かったのは、「1)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分以上の値上げ)」で1/3を占めた。2番目に多かったのが「4)価格交渉はしたが、受注先・販売先との取引価格に変化はなかった」で3割であった。その次に多かったのが「2)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分程度の値上げ)」で18%であった。制度導入に際して何らかの値上げを行った・応じてもらった、という事業者が2/3を占めた。

業種別に見てみると、製造業では、「4)価格交渉はしたが、受注先・販売先との取引価格に変化はなかった」が最も多く、建設業では「2)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分程度の値上げ)」が最も多かった。残りの業種(BtoC)では、「1)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分以上の値上げ)」が最多であった。

	製造業 (n=11)	建設業 (n=8)	小売業・卸売業 (n=2)	飲食業・サービス業 (n=12)
1)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分以上の値上げ)	3	2	2	8
2)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当分程度の値上げ)	3	3	1	1
3)受注先・販売先との取引価格が上がった(消費税相当には満たない程度の値上げ)	1	2	0	3
4)価格交渉はしたが、受注先・販売先との取引価格に変化はなかった	4	1	1	7
5)受注先・販売先との取引価格が下がった(値下げになった)	0	0	0	1

### ⑧ ⑥で選択肢3と回答した場合、価格交渉をしなかった理由についての分析

もっとも多かったのは、「1)受注先・販売先からの価格交渉の提案等がなかったから」で2/3割を占めた。2番目に多かったのが「3)価格交渉を打診すると取引が見直される恐れがあるため」で12%、その次に多かったのが「2)価格交渉に伴う準備(交渉材料の情報収集等)や価格交渉に係る負担を避けるため」で1割程度であった。価格交渉がないとこちらから価格見直しについて話すケースはほとんど無かったようである(おそらく仕入側の立場であると想定される)。

業種別でも、回答傾向にあまり差は無かった。

	製造業 (n=17)	建設業 (n=16)	小売業・卸売業 (n=13)	飲食業・サービス業 (n=46)
1)受注先・販売先からの価格交渉の提案等がなかったから	11	13	7	24
2)価格交渉に伴う準備(交渉材料の情報収集等)や価格交渉に係る負担を避けるため	1	1	2	5
3)価格交渉を打診すると取引が見直される恐れがあるため	2	2	2	5
4)BtoCのため価格交渉の機会が少ない(ない)ため	0	0	0	2
5)その他	1	1	1	5

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑨ 消費税の申告についての分析

もっとも多かったのは、「3)申告は税理士等に任せた」で7割を占めた。2番目に多かったのが「1)スムーズに申告できた」で3割弱で、その他の回答(初めて申告する)はほとんど無かった。自分で消費税の申告をしている事業者も3割程度いることがわかる。

業種別に見てみると、業種による理解度の差はあまりないが、飲食業・サービス業で「1)スムーズに申告できた」という自分での申告がやや多めであった。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1)スムーズに申告できた	29	16	16	79
2)スムーズに申告できなかった	0	0	0	0
3)申告は税理士等に任せた	96	77	45	123
4)今後、初めて消費税の申告をする予定(申告は自分で行う予定)	1	0	1	3
5)今後、初めて消費税の申告をする予定(申告は税理士等に任せる予定)	0	0	0	1

### ⑩ 納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置(以下、2割特例)の適用についての分析

もっとも多かったのは、「4)2割特例がわからない」で43%を占めた。2番目に多かったのが「2)本則課税で申告し、2割特例は適用しなかった(しない予定)」で30%、その次に多かったのが「1)2割特例を適用して消費税申告をした(する予定)」で13%であった。

2割特例が分からないケースは、税理士に消費税申告を任せているケースが多いと思われる。残りのケースのうち2割特例を適用しているのは3割程度に留まり、特例を使っていない事業者の割合のほうが多い。

業種別に見てみると、製造業では「2)本則課税で申告し、2割特例は適用しなかった(しない予定)」が多めであり、建設業と飲食業・サービス業では「1)2割特例を適用して消費税申告をした(する予定)」が多めであった。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1)2割特例を適用して消費税申告をした(する予定)	7	8	3	20
2)本則課税で申告し、2割特例は適用しなかった(しない予定)	24	13	9	27
3)簡易課税で申告し、2割特例は適用しなかった(しない予定)	6	3	2	17
4)2割特例がわからない	26	23	12	45

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑪ ③で選択肢3と回答した場合、免税事業者からの仕入等の有無についての分析

「1)免税事業者からの仕入等がある」が37%、「2)免税事業者からの仕入等はない」が63%で、およそ1:2の割合であった。回答者の中では免税事業者からの仕入があるのは1/3程度に留まった。

業種別に見てみると、「1)免税事業者からの仕入等がある」という回答が多かったのは小売業・卸売業と建設業で、「2)免税事業者からの仕入等はない」という回答は飲食業・サービス業と製造業が多かった。建設業では一人親方などの小規模外注先が多く、小売業・卸売業では仕入先が多いため免税事業者がいる割合が増えているものと推察される。

	製造業 (n=61)	建設業 (n=37)	小売業・卸売業 (n=22)	飲食業・サービス業 (n=69)
1)免税事業者からの仕入等がある	26	18	9	21
2)免税事業者からの仕入等はない	42	21	11	52

### ⑫ ①で選択肢1と回答した場合、仕入等を行う免税事業者に対する課税事業者への転換の依頼の有無についての分析

もっとも多かったのは、「3)依頼していない」で7割超を占めた。2番目に多かったのが「1)依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診した」で17%、その次に多かったのが「2)依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診しなかった」で10%であった。免税事業者への自社負担増加分の値上げ要請を行った事業者は、それほど多くなかったようである。

業種別に見てみると、「3)依頼していない」という回答は、小売業・卸売業に多かったようである。「1)依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診した」は製造業が多めであった。

	製造業 (n=26)	建設業 (n=18)	小売業・卸売業 (n=9)	飲食業・サービス業 (n=21)
1)依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診した	6	3	3	3
2)依頼したうえで、課税転換に伴って新たに生じる消費税相当分の値上げを打診しなかった	2	2	2	3
3)依頼していない	24	14	6	22

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑬ ⑪で選択肢1と回答した場合、免税事業者からの仕入等の現状の対応についての分析

もっとも多かったのは、「2)取引価格を変更せず、自社で負担した」が8割弱に達した。2番目に多かったのが「1)販売先への取引価格に転嫁した」で18%、その次に多かったのが「3)仕入先の取引価格から仕入税額控除の経過措置により控除ができなくなる分の全部又は一部を引き下げた」で7%であった。負担増加分を販売価格に転嫁した事業者は少なめであった。

業種別に見てみると、建設業では「3)仕入先の取引価格から仕入税額控除の経過措置により控除ができなくなる分の全部又は一部を引き下げた」という事業者がある程度あった。そのほかの業種は、似た回答傾向であった。

	製造業 (n=26)	建設業 (n=18)	小売業・卸売業 (n=9)	飲食業・サービス業 (n=21)
1)販売先への取引価格に転嫁した	5	1	2	4
2)取引価格を変更せず、自社で負担した	19	8	7	19
3)仕入先の取引価格から仕入税額控除の経過措置により控除ができなくなる分の全部又は一部を引き下げた	0	3	0	1
4)仕入先の取引価格から消費税相当分(本体価格の10%又は8%)を引き下げた	0	0	0	0

### ⑭ ⑪で選択肢1と回答した場合、免税事業者からの仕入等について、仕入税額控除の経過措置として控除ができる割合が段階的に縮小していく予定ですが、今後の方針についての分析

もっとも多かったのは、「4)取引価格の見直しを行いながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針」で23%を占めた。2番目に多かったのが「5)まだ分からない」で22%、その次に多かったのが「2)一部の免税事業者を除いて仕入等を行わないようにしていく方針」で10%であった。何らかの形で免税事業者との取引を減らしてゆく意向の事業者が3割程度に上った。

業種別に見てみると、製造業と飲食業・サービス業では、「4)取引価格の見直しを行いながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針」が多かった。小売業・卸売業では「2)一部の免税事業者を除いて仕入等を行わないようにしていく方針」が多く、建設業では逆に少なく、業種別で対応が分かれた。

	製造業 (n=26)	建設業 (n=18)	小売業・卸売業 (n=9)	飲食業・サービス業 (n=21)
1)免税事業者からの仕入等は一切行わないようにしていく方針	2	2	0	4
2)一部の免税事業者を除いて仕入等を行わないようにしていく方針	6	2	4	5
3)引き続き課税事業者への転換を依頼しながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針	4	3	3	2
4)取引価格の見直しを行いながら、免税事業者との取引は今後も継続していく方針	7	4	2	7
5)まだ分からない	7	5	1	6
6)その他	1	0	0	5

## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### ⑮ ⑭で選択肢3～4と回答した場合、免税事業者からの仕入等を継続する理由についての分析

もっとも多かったのは、「4）取引額や取引先が少なく、代替となる取引先を探す手間に見合わないから」で、2番目に多かったのが「1）品質や技術の観点から代替となる取引先がないから」で、いずれも1/4程度であった。次に多かったのが「3）人手不足等の影響から免税事業者とも取引を行う必要があるから」で2割であった。代替となる取引先がない・探せないという理由を挙げた事業が多くを占めたが、小規模や個人の事業者を支援したいという理由を挙げる事業者も2割程度あった。

業種別に見てみると、製造業では、「2）取引先との信頼や地域貢献の観点から小規模事業者や個人事業主を応援したいと思うから」、建設業では「3）人手不足等の影響から免税事業者とも取引を行う必要があるから」がもっとも多かった。小売業・卸売業では「1）品質や技術の観点から代替となる取引先がないから」、飲食業・サービス業では、「4）取引額や取引先が多く、代替となる取引先を探す手間に見合わないから」が最多で、業種によって理由が分かれた。

	製造業 (n=11)	建設業 (n=7)	小売業・卸売業 (n=5)	飲食業・サービス業 (n=9)
1) 品質や技術の観点から代替となる取引先がないから	5	6	3	6
2) 取引先との信頼や地域貢献の観点から小規模事業者や個人事業主を応援したいと思うから	7	5	1	3
3) 人手不足等の影響から免税事業者とも取引を行う必要があるから	4	7	2	4
4) 取引額や取引先が少なく、代替となる取引先を探す手間に見合わないから	5	4	3	9
5) 自社の税負担が増えても、既存の免税事業者との取引の方が安くすむから	4	1	0	1
6) その他	0	1	0	1

### ⑯ 免税事業者からの仕入税額控除は、令和8年9月末で8割から5割に引き下げ、令和11年9月末で終了予定です。免税事業者からの仕入税額控除に関する要望についての分析

もっとも多かったのは、「2）仕入税額控除の経過措置を拡充してほしい(例:100%控除への拡充)」で半数を占めた。2番目に多かったのが「1）仕入税額控除の経過措置(80%控除)を延長してほしい」で3割強、残りは「その他」であった。延長よりは拡充を望む方が多いようである。

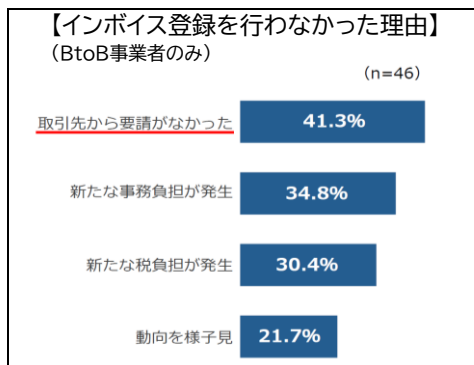
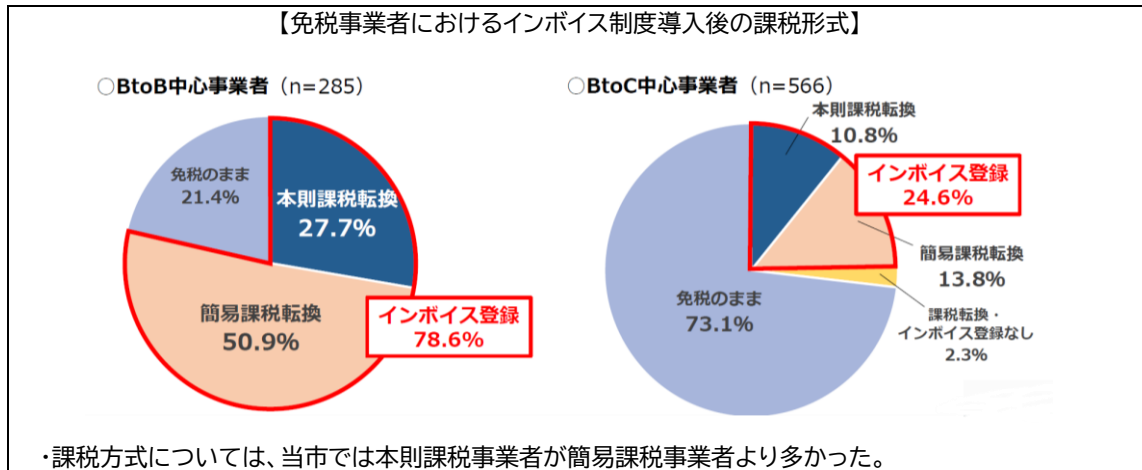
業種別に見てみると、あまり業種による傾向の差は見られないが、製造業でやや「1）仕入税額控除の経過措置(80%控除)を延長してほしい」の割合が多かった。

	製造業 (n=144)	建設業 (n=104)	小売業・卸売業 (n=74)	飲食業・サービス業 (n=190)
1) 仕入税額控除の経過措置(80%控除)を延長してほしい	22	12	5	30
2) 仕入税額控除の経過措置を拡充してほしい(例:100%控除への拡充)	24	18	16	46
3) その他	13	12	7	14

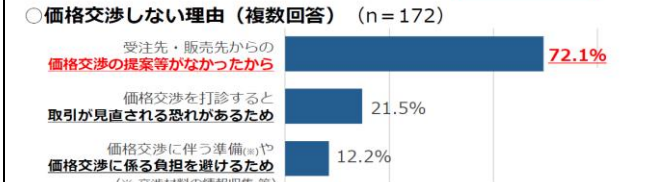
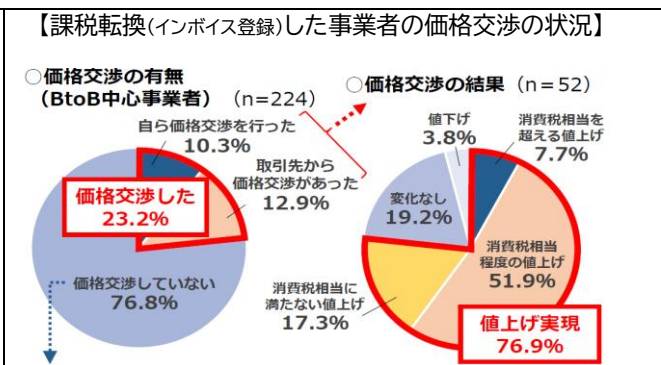
(1) 全国の状況との比較

・日本商工会議所と東京商工会議所が2025年9月に取りまとめた「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査」によると、以下のような結果となっている。(調査数2,710社)

出所: <https://www.jcci.or.jp/news/news/2025/0909140000.html>



・インボイス登録を行わなかった理由は、本市と同様な傾向だったが、全国では「新たな事務負担が発生」という回答が多かった。



・課税転換(インボイス登録)した事業者の価格交渉の状況では、価格交渉をした事業者の割合は全国と本市で同様であったが、本市では自ら価格交渉を行ったという回答が多かったが、全国では逆に取引先から交渉があったという回答の方が多かった。

・インボイス登録した事業者の、価格交渉をしなかった理由については、価格交渉の依頼が無かった、取引が見直される恐れがあった、価格交渉の負担を避けたかった、という回答の順番であり、本市と全国で同様な傾向であった。

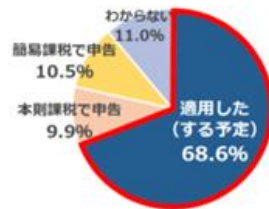
## 消費税インボイス制度に関するアンケート調査

### 【2割特例の適用状況】

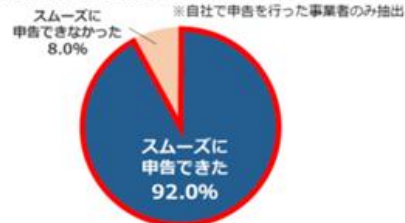
#### 【2割特例（※）の適用状況等】

※免税事業者がインボイス登録（課税転換）した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する措置。2026年9月末で終了予定。

#### ○2割特例の適用状況（n=363）



#### ○2割特例を適用した事業者の消費税申告状況（n=200）



・2割特例の活用状況では、本市では活用割合が少なかったが、全国では7割の事業者が活用している（予定を含む）と回答している。

### 【本則課税事業者における免税事業者との取引状況】

#### ○免税事業者からの仕入等の有無（n=1,151）

※インボイス登録済みの本則課税事業者

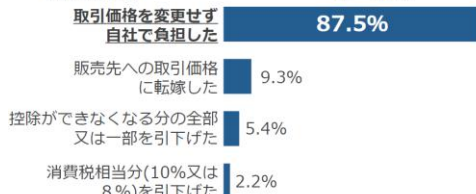
免税事業者からの仕入等あり  
43.7%

免税事業者からの仕入等なし  
56.3%

・免税事業者からの仕入の有無については、本市と全国ではほぼ同じ割合で、仕入有りが4割程度であった。

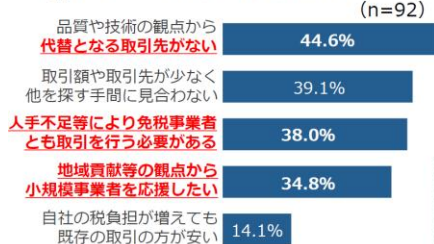
### 【免税事業者からの仕入に対する対応状況】

#### ○免税事業者からの仕入等に対する現状の対応（複数回答）（n=503）

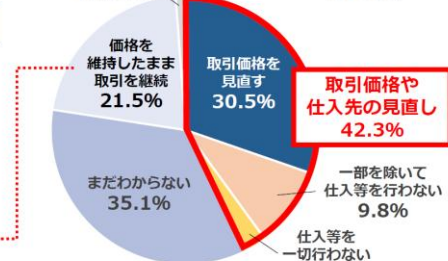


#### ○免税事業者との取引を継続する理由（複数回答）

※価格を維持したまま取引を継続する事業者の回答（n=92）



#### ○今後の免税事業者からの仕入等の対応方針（n=502）



#### ○負担軽減措置に対する意見（n=503）



#### 【負担軽減措置に対する意見】（自由記述）

- ・技術も信頼関係もある免税事業者を守るために延長してほしい
- ・取引価格を維持しており、自社の税負担が増加すれば経営基盤を築損する
- ・お祭り実行委員会からインボイスが発行されないため協賛金の減額を検討 等

・免税事業者からの仕入に対する対応としては、販売先への取引価格へ転嫁したという回答が本市の方が多かった。今後の対応方針としては、何らかの取引の見直しを行うと回答したのは全国の方が10%ほど多く、本市の方が取引継続の傾向が強い。

・免税事業者からの取引を継続する理由としては、本市と全国の調査結果はほぼ同様な傾向となった。

・負担軽減措置については、全国では、本市とは逆に拡充より現行制度の延長を望む事業者が多いようである。

(2) 消費税インボイス制度への対応に役立つ支援策について

① 消費税インボイス制度と経過措置

令和5年10月に、インボイス制度が導入された際に、その影響を緩和するため、インボイス制度の2割特例措置が導入された(売上税額の2割を消費税の納税額とする小規模事業者にかかる税額控除に関する経過措置)。そのインボイス制度の2割特例は、2026年9月30日に終了します。

(個人事業主:2026年分の確定申告まで適用、法人:2026年9月30日の属する課税期間の確定申告まで適用)

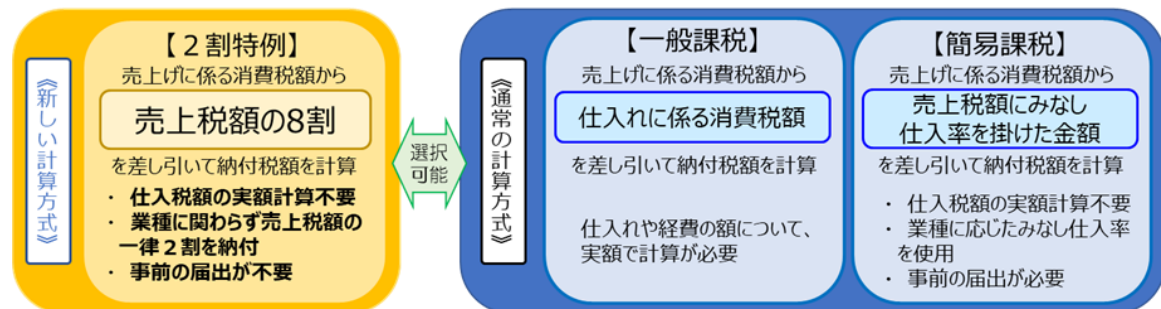
参考)「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」国税庁HP

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

本特例を適用していた事業者は、本則課税または簡易課税のいずれかを選択する必要があります。

経過措置終了後は、以下の3つのいずれかを選択することとなります。

本則課税	通常の計算方法による消費税課税
簡易課税	みなし仕入率による簡易課税。事前に届出が必要。
3割特例(新設) ※ 更に2年間の経過措置 (2027年および2028年 申告分)	売上高1,000万円以下の個人事業主(過去の免税事業者に当たるインボイス発行事業者)が選択できる。 事前届出は不要。



これまで2割特例を活用していた事業者は、

- ・法人、および売上高1,000万を超える個人事業主 → 本則課税か簡易課税の選択を行う。
- ・売上高1,000万以下の個人事業主 → 3割特例か簡易課税の選択を行う。

いずれを選択するかにより消費税額が変わるため、税理士等に相談して必要な届出を行う。

また消費税の納税額が増える可能性があり、資金繰りに影響を与える可能性があり、要注意である。

(3) インボイス制度(適格請求書等保存方式)対策のための支援施策

- ① インボイス制度の導入に役立つ国の支援策について  
インボイス制度の導入促進のための支援制度には以下のようなものがある。

1. インボイス制度の説明会

国税庁では、各所でインボイス制度導入の説明会を実施している。神奈川県でも各税務署で説明会を実施している。

詳しくはこちら 国税局HP

[https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice\\_setsumeikai/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice_setsumeikai/index.htm)

2. 中小企業・小規模事業者インボイス制度の相談窓口

インボイス制度についての中小企業向けの相談窓口や、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて」など、各種Q&Aが掲載されています。またインボイス制度の導入にあたっての免税事業者との取引にあたってのガイドラインなどが掲載されている。

詳しくはこちら 中小企業庁「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

3. インボイス制度導入に役立つ補助金

各種補助金で、インボイス制度に対応する場合に優遇措置が設定されている。

支援策	内容
小規模事業者持続化補助金	<p>通常枠「インボイス特例」が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス枠の対象者:2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者、または2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者</li> <li>・補助額:通常枠の補助限度額100万円 (通常枠の補助限度額は50万円に対して+50万円アップ)</li> <li>・補助率: 2/3</li> </ul> <p>詳しくはこちら <a href="https://r6.jizokukahojokin.info/">https://r6.jizokukahojokin.info/</a></p>
IT導入補助金	<p>通常枠とは別に「インボイス枠(インボイス対応類型型、電子取引類型)」が設けられている。</p> <p>1)インボイス枠(インボイス対応類型型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度に対応した「会計」・「受発注」・「決済」の機能を有するソフトウェア、PC・ハードウェア等を導入し、インボイス制度への対応をサポート。</li> <li>・補助対象経費:ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費</li> <li>・補助上限額:350万円</li> <li>・補助率: 小規模事業者は4/5以内、中小企業は3/4内 PC・ハードウェア等は、補助率1/2で、10万円以下。</li> </ul> <p>2)インボイス枠(電子取引類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援。</li> <li>・補助対象経費:クラウド利用費(最大2年分)</li> <li>・補助上限額:350万円</li> <li>・補助率:小規模事業者、中小企業は2/3以内、その他の事業者1/2</li> </ul> <p>・詳しくはこちら <a href="https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/flow/">https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/flow/</a></p>